



2017年4月27日

各位

会社名 日本電気株式会社  
代表者名 代表取締役執行役員社長兼 CEO 新野 隆  
(コード番号6701 東証第一部)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 飾森 亜樹子  
(TEL 03-3798-6511)

**単元株式数の変更および株式併合  
ならびにこれらに伴う定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数に係る定款一部変更について決議するとともに、2017年6月22日開催予定の第179期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的として、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は、上場会社としてこの趣旨をふまえ、当社の単元株式数を変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2017年10月1日

(4) 変更の条件

単元株式数に係る定款一部変更は、本定時株主総会において、下記2. に記載の株式併合に関する議案が原案どおり可決されることを条件に、2017年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更いたしますが、単元株式数が100株となった後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株に

する併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこととし、本定時株主総会に付議することを本日開催の取締役会で決議いたしました。なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合と同じ割合で、現行の75億株から7億5,000万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

2017年10月1日をもって、2017年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（2017年3月31日現在）	2,604,732,635株
株式併合により減少する株式数	2,344,259,372株
株式併合後の発行済株式総数	260,473,263株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数

7億5,000万株（併合前：75億株）

(3) 併合により減少する株主数

2017年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	767名（0.38%）	1,906株（0.00%）
10株以上	199,385名（99.62%）	2,604,730,729株（100.00%）
合計	200,152名（100.00%）	2,604,732,635株（100.00%）

上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10株未満をご所有の株主様767名（所有株式数の合計1,906株。2017年3月31日現在）は、株主としての地位を失うこととなります。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認されることを条件といたします。

### 3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認されることを条件に、2017年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>75億株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 本会社の発行可能株式総数は、 <u>7億5,000万株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

### 4. 主要日程

- 2017年4月27日 取締役会（単元株式数の変更・株主総会招集決議）  
2017年6月22日（予定） 第179期定時株主総会  
2017年10月1日（予定） 単元株式数の変更および株式併合ならびに定款一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は2017年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2017年9月27日となります。

以上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式の併合についてのQ & A

**Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。**

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

**Q2. 株式併合とはどのようなことですか。**

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。当社では、10株を1株に併合いたします。

**Q3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。**

A3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は2018年10月1日とされています。当社は、この趣旨を踏まえ、2017年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

**Q4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。**

A4.

**【所有株式数について】**

株式併合後の株主様のご所有株式数は、2017年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

**【議決権数について】**

議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	3,000株	3個		300株	3個	なし
例2	1,300株	1個		130株	1個	なし
例3	553株	なし		55株	なし	0.3株
例4	5株	なし		なし	なし	0.5株

・ 例2および例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は30株、例3は55

株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取りまたは買増し制度がご利用できます。

- ・ 例3及び例4において発生する端数株式相当分(例3は0.3株、例4は0.5株)につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・ 例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増制度または買取制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は10倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q8. 株主は何か手続きをしなければならないですか。

A8. 特段のお手続きの必要はございません。

Q9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A9. 次のとおり予定しております。

2017年6月22日(木) 第179期定時株主総会

2017年9月27日(水) \* 100株単位での売買開始日

2017年10月1日（日）＊ 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

2017年10月下旬＊ 株主様へ株式併合割当通知発送

2017年11月下旬＊ 端数処分代金の支払開始

＊2017年6月22日に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が可決された場合の  
予定です。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関し、ご不明な点は、お取引のある証券会社または下記株主  
名簿管理人までお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（通話料無料）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）

## 将来予想に関する注意

---

本資料に記載されているNECグループに関する業績、財政状態その他経営全般に関する予想、見通し、目標、計画等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報および合理的であると判断する一定の前提に基づいております。これらの判断および前提は、その性質上、主観的かつ不確実です。また、かかる将来に関する記述はそのとおりに実現するという保証はなく、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。その要因のうち、主なものは以下のとおりですが、これらに限られるものではありません。

- ・ 経済動向、市況変動、為替変動および金利変動
- ・ NECグループがコントロールできない動向や外部要因による財務および収益の変動
- ・ 企業買収等が期待した利益をもたらさない、または、予期せぬ負の結果をもたらす可能性
- ・ 戦略的パートナーとの提携関係の成否
- ・ 海外事業の拡大が奏功しない可能性
- ・ 技術革新・顧客ニーズへの対応ができない可能性
- ・ 製造工程に関する問題による減収または需要の変動に対応できない可能性
- ・ 製品・サービスの欠陥による責任追及または不採算プロジェクトの発生
- ・ 供給の遅延等による調達資材等の不足または調達コストの増加
- ・ 事業に必要となる知的財産権等の取得の成否およびその保護が不十分である可能性
- ・ 第三者からのライセンスが取得または継続できなくなる可能性
- ・ 競争の激化により厳しい価格競争等にさらされる可能性
- ・ 特定の主要顧客が設備投資額もしくはNECグループとの取引額を削減し、または投資対象を変更する可能性
- ・ 顧客が受け入れ可能な条件でのベンダーファイナンス等の財務支援を行えない可能性および顧客の財政上の問題に伴い負担する顧客の信用リスクの顕在化
- ・ 優秀な人材を確保できない可能性
- ・ 格付の低下等により資金調達力が悪化する可能性
- ・ 内部統制、法的手続、法的規制、環境規制、税務、情報管理、人権・労働環境等に関連して多額の費用、損害等が発生する可能性
- ・ 自然災害や火災等の災害
- ・ 会計方針を適用する際に用いる方法、見積および判断が業績等に影響を及ぼす可能性、債券および株式の時価の変動、会計方針の新たな適用や変更
- ・ 退職給付債務にかかる負債および損失等が発生する可能性

将来予想に関する記述は、あくまでも本資料の日付における予想です。新たなリスクや不確定要因は随時生じ得るものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、新たな情報、将来の事象その他にかかわらず、当社がこれら将来予想に関する記述を見直すとは限りません。

---